

辰野町国民健康保険運営協議会議事録

日 時	令和8年1月15日（木） 午後3時00分～午後3時30分
場 所	辰野町役場 大会議室
出 席 者	1号委員 小野耕一、百瀬喜美子、小澤富三重、野澤文将 2号委員 村岡瑠以子、池上英明、石崎玲 3号委員 松澤千代子、吉澤光雄、栗林俊彦、山寺正子 4号委員 百瀬 博 町長 事務局 住民税務課長 桑原、同課長補佐兼住民税係長 山田、同課長補佐兼国保医療係長 北澤、同課諸税係長兼徴収係長 塚間、同課諸税係 山口、佐藤
欠 席 者	2号委員 小山俊平

	桑原課長：皆さんこんにちは。 本日は皆様方には大変お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。 それではただいまより辰野町国保運営協議会を開会させていただきます。 まず初めに開会の言葉を松澤副会長、お願いいたします。
1. 開会のことば	松澤副会長：皆様こんにちは。お寒い中ご苦労様でございます。 それでは、これより辰野町国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。
会議の成立について報告	桑原課長：会議に先立ちまして、事務局より、諸般の報告をいたします。 本日、委員13名中12名の委員の方に出席いただいております。 本協議会については、辰野町国民健康保険条例施行規則第4条に基づき、半数以上の委員がごございますので、成立しておりますことをご報告いたします。
2. 会長あいさつ	小野会長：本日は今年度3回目となります運営協議会となります。 国の方針によって、子供や孫のために新設する子ども・子育て支援金分についての通達があったんですが、資料1ページにある通り、最終的に前回11月27日にこの場で協議した税率等も再協議をしていただいて、新年度、令和8年度からの国保の税率等を協議会として決定してまいりたいと思います。 このところ、衆議院の解散とか地方議員による国保逃れと、国保税をきちんと納税している私達にとって少々うんざりする日々ですが、本日もわからないところはどんなことでも聞いていただいて、納得する形で3月議会へ上程していただきますので、よろしくお願い申し上げます。
3. 町長あいさつ	武居町長：皆様こんにちは。お寒い中、また、お忙しいところご出席ありがとうございます。感謝しております。

	ご承知の通り長野県では、県下それぞれの保険者を統合し、広域化を目指す国の方針に沿って保険料水準等の統一に向けたロードマップを作成し、令和9年度を目標に準備を進めているところです。辰野町においても保険料水準統一に向けた段階的な税率改正を行うべく、令和6年度に1段階目の税率改正を行いました。 そして、来年度に2段階目の税率改正を行うため、前回の国保運営協議会から協議を進めていただいております。 本日は令和8年度の税率の決定を皆様にご協議いただきたく願います。 長野県が目指す統合にスムーズに移行できますよう、改めてご協議をお願いいたします。 皆様の経験と知恵をお借りし、辰野町と将来の被保険者にとりまして幸せを呼ぶ税率改正となると信じて運営協議会のご挨拶とさせていただきます。
4. 議事録署名人の指名	野澤委員と栗林委員に議事録の内容の確認をお願いする。
5. 議題 (1) 辰野町国民健康保険税率 (子ども・子育て支援金分)について	小野会長：それでは次第に沿ってお願いしたいと思います。 まず最初に(1)、国民健康保険税の税率(子ども・子育て支援金分)について事務局に説明をお願いします。 塚間係長：子供子育て支援金分について説明する。 前回の会議のときには県からの基準が示されておらず、協議に入れなかったが、基準となる数字が示されたので、こちらから案を提示する。 県から示された基準に沿い、子ども・子育て支援金分は、所得割額0.3%、均等割額1000円、平等割額1000円という税率の案を作成した。 所得割額0.3%なので、その世帯の前の年の所得に0.3%を掛けたものが所得割の額として、また、均等割額が世帯中の人数に応じて、1人1000円かかってくる。また、平等割額が1世帯1000円として決まった額としてかかってくる。 また、子ども・子育て支援金分は子育て政策に使うために始まっているものなので、子育て世帯に負担にならないように18歳未満の世帯員には均等割を課さない制度となっている。 また、子ども・子育て支援金分の上限である課税限度額は3万円となっている。 子ども・子育て支援金分の年間の税額を試算したところ、およそ860万円。以前の会議では2000万円といった数字も出していたが、改めて県の方にも確認を取ったところ、その2000万円の数字については、あくまで概算であるので、こういった差が出てきてしまうとのこと。

(2) 辰野町国民健康保険税率(全体)について	子ども・子育て支援金分は令和9年度10年度と少しずつある予定が示されている。 令和9年度以降は県が統一で標準保険税率を定めてくる予定となっているため、その中の一部として示されると思われる。 小野会長：今、子ども・子育て支援金分についての説明があったわけですが、また(2)でも全体について説明があると思いますけれども、今までのこの時点で何かご質問等ございましたらお願いいたします。 百瀬委員：前回お休みいたしましたので、もしかしたら前回説明があったのかもしれないんですが、この子ども・子育て支援金についての新聞紙上とかでは300円とか500円とか言ってる数字が出てますね。 県からこの標準を示されたので仕方がないと思うんですが、この資料をいただいたときに、倍だっていう印象があったので、決められた数字ならしょうがないと思いますが、質問してみました。 塚間係長：子ども・子育て支援金分につきましては、1人250円という計算式もあるんですけども、実際に県から示されてきた率、計算を当てはめると、その250円の計算はあくまで試算であって、実際の額の計算とはまた異なってくるもののようにして、今回の資料でさせていただいたものが、子ども子育て支援金分の試算額となっております。 小野会長：ちょっと補足しますと、前回11月27日の資料の12、13、14と説明の資料があるんですけど、これを単純に見ると、今、百瀬さんが言ったように感じるんですけども、実際は先ほど説明した金額になるということのようです。 その他ございますか。よろしいですか。 先ほども言いましたけれども、次の項目でもありますので、全体をまた見ていただいて、この件も含めて質問をいただきたいと思います。 それでは(2)の国民健康保険税の税率全体について説明をお願いいたします。 塚間係長：前回の協議会で、国民健康保険税の税率のうち、医療給付費分、後期高齢者医療支援金分、介護納付金という、子ども・子育て支援金分以外の区分について協議していただき、税率案パターン1という案になった。 税率案パターン1は、令和7年度の標準保険税率にのっとって作成した税率だが、先月、県から示された令和8年度の標準保険税率は想定よりも高くなっていたため、前回協議いただいた後で申し訳ないが、医療給付費分、後期高齢者医療支援金分、介護納付金分についても再度協議いただきたい。 資料の2ページに新たな保険税率の案があるが、こちらの左の列にあるのが現在の保険税率。真ん中の列がパターン1の税率に子ど
--------------------------------	--

も・子育て支援金分の税率を加えたもの、右側の列が、令和8年度の標準保険税率をもとに作成した税率案。

県が示している標準保険税率よりも低い税率を採用する場合は、その差額分を県に納付する必要がある。

右側の標準保険税率をもとにした税率案であればほぼ赤字は出ない試算だが、パターン1を基にした税率をとる場合には、赤字になってしまう。

3ページから5ページに、各モデルケースの世帯の保険税額の試算を載せてある。令和8年度標準保険税率による税率はパターン1のものよりも税額が上がるのが一般的な傾向。ただ、前回の会議の中でも申し上げたが、今回の税率改正によって資産割額という、固定資産税の額に応じてかかる部分がなくなるので、保険税額が下がる世帯もある。

このようなところを確認いただき、全体の税額についてご協議いただきたい。

小野会長：2ページの表で言うと、現行の税率から一番右の率になるということです。

その下にあるのが全部合計の金額で、税額合計を割っていけば、平均はわかるということではないですかね。

塚間係長：税額合計から減額合計を引いたものが、税収となるんですけども、減額ですね、所得によって国保税額の軽減がかかっている世帯とかありまして、その軽減の額を反映させるのが減額という部分になりますので実際の年間の税の額としては、税収試算という項目になっています。

こちらが前回お示しした資料とは基にする数値の時点が異なっておりまして、今回の資料では、12月1日時点での加入者数や加入世帯を用いて計算しておりますので、前回の資料と若干異なっているかと思いますが、現在の数字で計算をした結果、こちらの税収試算という数字がでてきているということです。

小野会長：そうするとこの税収を、このパターンごとに割っていけば、平均的な倍率が出るって考えていいですか。

前回吉澤委員から、1.24倍ぐらい上がるんだねって話があって、そのぐらいですって言ったけどこれで計算するとならないですね。

塚間係長：そうですね。

今回の数字を使いますと、その倍率にはならない計算かと思います。

百瀬委員：それに関連してなんですけど、会長さんがおっしゃった議会の答弁でしたっけ、何%上がるかっていう吉澤さんの質問には確か24%くらいという答弁があったような気がするんですが、全体でどのくら

	い、平均でどのぐらいあるかっていうのは試算はできないですか。 桑原課長：すいません。議会の答弁の中では何%上がるとは町の方から答弁はしておりません。 吉澤議員がおっしゃった言葉の数字が載っていますけど、町としては数字は答えておりません。 吉澤委員：私が委員会でも確認したのが、現行制度での年間の税込額と値上げした場合の年間の税込額、これの割合を計算すると、1.24になるが、そういう理解でいいのかということで、そういうことには、計算上なりますという答弁を審議会で聞いたので議会でも言ったんですが、この例で言うと、会議資料の2ページですね、具体的に欄外の一番上、標準保険税率の税込額 3 億 4372 万 6000 円になる税込額、今の保険税率の制度で言えば、その丸二つ下の現行税込額 2 億 8818 万 3000 円。この比率で言うと、1.19 くらい。1 人平均の値上げ率とすればその値上げ率という理解でいいんですか。 塚間係長：そうですね。計算しましたところ、現行と標準保険税率の 1 年間の税込額を比較しますと、およそ 1.19 倍の試算となっております。 そしてですね平均の値上げ額ですけれども、1 世帯で、2 万 2000 円から 2 万 4000 円ほどの値上げ額で、平均して上がるという試算となっております。 吉澤委員：世帯でですか。 塚間係長：世帯です。 小野会長：そういう考えでいくと、前回のパターン 1 と現行でいくと 1.14 倍ですので、前回の委員会で 1.24 としていたのはよく計算してみたら 1.14 だったということでもいいですかね。 どうですか。 吉澤委員：一番の違いの一つが、子ども・子育て支援金分の額だと思います。先ほども説明ありましたが前回は 2071 万 5000 円という数字を言っていたんですけど。 それが今回、県から示された数字であると 860 万円。その分は、半分以下の保険税額で済んだということでそこは良かったと。ただ、県から示された標準保険税率が前回は令和 7 年度の標準保険税率にしていたが、新たに示された令和 8 年度の標準保険税率がそれよりも結構上がったので、その分プラスになったという説明の理解でいいですか。 塚間係長：はい。前回お示しさせていただいた子ども・子育て支援金分の額については、その時点で用意ができる試算の数字として持ってきたものではあったんですけども、計算の内容としては実際の市町村での税額の計算に用いるものそのものではなかったというところがありまして、改めて県の方に確認を取ったんですけどもその前回お示しした数字よりも今回実際に県から示された率を用いて計算
--	---

	したものの方が近いということでしたので、こちらの数字を使わせていただいております。 小野会長：それでは繰り返しになりますけれども、現行より平均すると 1.19 倍で、1 世帯当たり 2 万 2000 円から 2 万 4000 円の上昇になるような保険税率、税額ということになるそうです。 それでは他に何かありましたらお願いいたします。 吉澤委員：もう一度確認です。 2 ページの欄外の一番上に書いてある令和 8 年度標準税率ということですが、子ども・子育て支援金分が含まれているという理解でいいんですね。 塚間係長：はい。県の方からですね、子ども・子育て支援金分を含めて示されております。 標準保険税率として項目ごとに示されておりまして、その中で辰野町の子ども・子育て支援金分の標準保険税率はこのくらいですというのでも示されております。 小野会長：よろしいですか。その他にございますか。 なければ協議会として町から示されたこの税率で良い委員は挙手をしていただきたいんですけどよろしくお願いします。 それではお願いします。 (挙手多数) それでは過半数以上挙手されておりますので、協議会としてはこの税率で決定したということをお願いしたいと思います。 吉澤委員：結論になってしまったので言わなかったんですけども、前回審議会でも終始、一般質問でも質問させてもらいましたけど前回の 24% から見れば 19% だったということで、ありがたいんですが、それでも 2 割近い値上げというのはかなり厳しいものですから、元々国保税は所得に対する保険税の負担割合が協会けんぽの 1.4 倍、組合健保の 1.7 倍と言われる中で、非常に負担の重いものですから町として軽減措置を取っていただけないかと。 根本的には、国が制度を作ったときから約束している、国の財政負担をするということを守って国が大いにお金を入れていただきたいんですが、町としても財政支援していただけないかと。その方法としては、国保会計の基金、これの積み増しのための繰入はいわゆる国が禁止したり撤回を求めている、法定外繰入にはならないという運用がされています、実際に。そして伊那市では数年間に渡って 2 億 4000 万円ぐらいの積み増しをして、基金を 5 億まで積み上げて、値上げを抑えてきているというのはありますので、今、町も財政は楽ではないと思いますけどもぜひ。加入者はそうは言っても 3300 人ぐらいいますかね、町内でも大きな人数でありますので。私どももですね、一応しっかり払ってるつもりです。国保逃れはし
--	---

(3) その他	ていましてのでぜひ財政支援については、引き続き検討していただきたいということで、要望だけさせていただきたいと思います。 小野会長：では要望として、議事録を取りたいと思います。 それでは、(3) その他ということで、ございましたらお願いします。 北澤補佐：一点、机上に配付させていただきました次回のご案内のお知らせをさせていただきたいと思います。 2月16日に、会場は消防署の二階の会議室という、今までにない会場となってしまい、わかりづらいかと思いますが、そちらの会場で、本日ご協議いただきました令和8年度の予算に基づいた予算案また令和7年度の決算見込み案をご協議いただきたいと思います。 小野会長：その他ございますか。 それでは進行を事務局へお返します。
5. 閉会のことば	桑原課長：小野会長にはスムーズな進行を行っていただきありがとうございます。それでは、閉会の言葉を松澤副会長、お願いいたします。 松澤副会長：苦渋の決断で可決されましたけれども、国保の税金が正しく使われるように願って今日の会合を閉めたいと思います。 皆さんお疲れ様でした。

会 長 小野 耕一 

議事録署名人 野澤 文将 

議事録署名人 栗林 俊彦 